

社会福祉法人安曇野市社会福祉協議会役員及び評議員報酬規則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 社会福祉法人安曇野市社会福祉協議会（以下「法人」という。）の理事、監事（以下「役員」という。）及び評議員の報酬の支給については、この規則の定めるところによる。

(経営管理理事の報酬)

第2条 経営管理理事（会長及び常務理事をいう。）に支給する報酬は、報酬、通勤手当及び賞与とする。

2 前項の報酬の月額、別表第1に掲げる額を上限として会長が定める。

3 通勤手当及び賞与の支給額は、社会福祉法人安曇野市社会福祉協議会一般職員給与規則（以下「一般職員給与規則」という。）の適用を受ける一般職員の例により算出される額とする。

4 報酬、通勤手当及び賞与の支給条件及び支給期日については、一般職員給与規則の例による。

5 会長が非常勤（おおむね1週間あたりに執務する時間が30時間未満である場合をいう）である場合、第1項及び第3項の規定にかかわらず、賞与は支給しない。通勤手当は、1週間あたりの執務日数に応じて社会福祉法人安曇野市社会福祉協議会無期雇用職員及び有期雇用職員賃金要綱に基づき計算する。

(経営管理理事が職員を兼ねる場合の報酬)

第3条 経営管理理事（会長を除く）が事務局長その他の総合職員又は再雇用職員（以下「職員」という。）を兼ねる場合、前条の報酬に替えて別表第2に掲げる額を上限として会長が定める役員手当を、職員の給料とともに支給する。

2 役員手当の支給条件、支給方法及び支給期日については、一般職員給与規則の例による。

(理事、監事及び評議員の報酬)

第4条 理事（経営管理理事を除く）、監事及び評議員に支給する報酬は、別表第3に掲げる額とする。

2 前項の報酬は、3月に支給する。

3 第1項に掲げる者が、年度の中途において選任された場合は、選任された日の属する月分から、退職、辞任、死亡その他の事由により退任した場合には、退任した日の翌日が属する月の前月分まで月割りによって計算した額の報酬を支給する。

(旅費)

第5条 役員及び評議員が、会長の承認を得て公務により出張した場合、出張旅費を支給する。

2 前項の旅費の算定は、社会福祉法人安曇野市社会福祉協議会旅費規程によるものとし、支給方法は、前3条の例による。

(適用除外)

第6条 地方公共団体の常勤職員については、前4条の規定にかかわらず、報酬及び旅費を支給しない。

(委任)

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、理事及び監事については、平成21年11月17日後に初めて開催される理事会のときから施行する。評議員については、平成21年11月13日後に初めて開催される評議員会のときから施行する。
- 2 社会福祉法人安曇野市社会福祉協議会役員及び非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則は廃止する。ただし、前項に定める施行日まではなお従前の例による。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年10月28日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

区分	報酬月額	
	常勤の場合	非常勤の場合
会長	360,000円	100,000円
常務理事	340,000円	

別表第2（第3条関係）

区分	役員手当（月額）
常務理事	100,000円
常務理事（兼総合職員）	10,000円

別表第3（第4条関係）

区分	報酬（年額）
理事（経営管理理事を除く）	75,000円
監事	30,000円
評議員	21,000円